

第 3 2 回長野県景観審議会議事録

平成 1 6 年(2004 年) 2 月 2 3 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分から
長野県庁 議会棟 3 階 第一特別会議室

第32回 長野県景観審議会：議事要旨

日 時 : 平成16年(2004年)2月23日(月)午後10時00分から

場 所 : 長野県庁 議会棟 3階 第一特別会議室

出席者 :

- ・ 審議会委員 (9名)
 - 新 井 優 : 一級建築士
 - 出 澤 潔 : 一級建築士
 - 奥 谷 慶 : 信州大学工学部教授
 - 笠 井 篤 : 環境科学研究者
 - 唐 沢 彦 三 : 小布施町長
 - 木 下 徳 康 : 写真家
 - 久 米 え み : 一級建築士
 - 小 坂 保 司 : 長野県広告美術塗装業協同組合連合会会長
 - 関 邦 則 : 一級建築士

- ・ 長野県
 - 中 村 芳 久 : 住宅部長
 - 花 岡 隆 夫 : 建築管理課長
 - 伊 藤 袈裟秋 : 建築管理課調整幹兼課長補佐
 - 中 村 茂 弘 : 建築管理課景観形成推進幹兼景観係長
 - 小 林 良 文 : 企画局地球環境課まちづくり法制グループ 他

【資料】

- ・ 信州の美しく豊かな風景を育成するためのまちづくりに関する条例(仮称)要綱(案)へ県民の皆様から寄せられたご意見の概要

1 開会 伊藤調整幹

お待たせ致しました。

ただ今から長野県景観審議会を開会いたします。

私、本日進行を務めます建築管理課調整幹兼課長補佐の伊藤でございます。

よろしく申し上げます。

はじめに中村住宅部長よりごあいさつ申し上げます。

2 中村住宅部長あいさつ

本日は、景観審議会を開催したところ、委員の皆様にはご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございます。

また、前回あの様な形で未了となり、直後の日程設定にもかかわらず、ご都合をつけていただきましてまことにありがとうございます。

前回の2月13日の審議会におきまして景観条例の見直し案について、この審議会の答申との比較等をふまえ御説明申し上げご意見を頂いたところでございます。

しかしながら新しい条例案の策定形式、策定経過や現行条例との関係などに意見が集中し、限られた時間の中で十分にご意見を頂戴し意見交換することができませんでした。

今一度ご意見をいただくということでお集まりいただいたところでございます。

前回も申し上げましたところでございますが、この審議会から昨年6月18日に答申をいただきました。景観条例の見直しに関する項目につきましては、土地利用に関する基本的な理念、またアセスメントに関する部分を他の条例に譲っておりますけれども、その他の住民参加、事前協議プロセスの明文化それと地域の合意形成、ルールづくり、アドバイザーの派遣とマスターアーキテクト更には市町村の役割などについて十分この新しい条例に反映できたものと考えております。

特に景観条例を運用してきて一番問題であった、住民の皆さんが自主的に作った住民協定など、地域ルールがややもすると開発業者の強引な手法の前に無力化することがありました。それにより地域景観づくりがとん挫するような事があったわけでございます。

新しい条例案ではその地域のルールを認定することによりこの条例が直接担保することになります。更にそれが進みまして、場合によっては命令による是正、更には罰則ということも出来るようになるわけでございます。

これにより景観行政10年の中で、行政や地域の中で抱えておりました問題がほとんど解決するのではないかとこのように考えているところでございます。

また、前回現行条例との関係や策定経過などはっきりしないなどのご意見がございました。現行条例との関係では現行条例に今申し上げました事項を盛り込みまして、全部改正するものだと思っております。

また前回の審議会で出された意見、あるいはそれ以降パブリックコメント等を受けまし

て条例名に風景の育成を前面に出すよう検討中であります。これに合わせ、条文中における「まちづくり」の表現は景観育成の趣旨に置き換えるよう検討中でございます。

次にマスターアーキテクトにつきましては、知事が任命する際、地域の実情に精通した市町村長の意見、さらには住民の皆さんの意見を聴くよう検討中でございます。

また、市町村との関係でございますが、現在の条例の中でも、市町村が自主条例を作った時にはそれが優先するという事になっております。現在5つの市村が同様の条例を作っているところでございます。この考えを引き継ぎまして、さらに市町村の自主性を尊重する観点から、新条例の運用を除外する市町村の適用につきましては柔軟に対応して参りたいと考えております。確かに条文の構成上、県があり市町村があり地域があるというふうになっているわけでございますが、中身は地域があり、だめなら市町村がカバーする、またそれがだめなら県がやるというふうになっていくわけでありまして、市町村が取り組みば県の条例は広域的なものを除きすべて対処できるという状況でありますので御理解をいただきたいと思います。

今日意見交換という事で行うわけですが、委員の皆様からさまざまなご意見ご助言をいただき、これからの景観施策に活かしていきたいと考えております。

新しい条例がスムーズに施行され本県の景観施策が充実し、まさに美しく豊で暮らしやすい信州の実現が図られますよう御協力の程をお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

3 会議の成立 伊藤調整幹

それでは、これから会議に入ります。

本日の会議は、委員15名のところ8名の方が御出席されております。長野県景観条例第24項第2項の規定により会議が成立しております。

会議の進行は、条例規定により会長が議長になることになっております。

それでは唐沢会長さんをお願い致します。

唐沢会長あいさつ

会議に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、急な開催にもかかわらず、大変ご多忙のところご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

本日の審議会では、去る2月13日に事務局から提出されました「まちづくり条例仮称案」につきまして、前回と同様意見交換をお願い致したいと思います。

前回事務局から説明のあったとおり、条例の見直しに当たりまして、昨年6月、審議会の答申を私から田中知事に提出しております。今回の条例案はこの答申を踏まえて事務局で検討、策定されたものであり、審議会としましては、諮問に対する答申という大

きな任務は果たしているわけでございます。

しかしながら、本来条例は制定後が重要でございます。とりわけ景観対策は、県民をはじめ市町村、県が一体となり、力を合わせて、全国に誇る長野県の景観を保全していくものと考えております。

条例の理念が県民に理解され、浸透するとともに、県が条例を効果的に運用し、さらに県、市町村が景観対策を意欲的に推進することによって、はじめて条例に息を吹き込むことになり、条例ができてよかったということになるように、今回提出されている条例案の内容について、関係方面に精通されている委員の皆様の大所高所からのご意見、ご助言をお聞かせいただき、県におかれましては積極的な景観施策や条例の効果的な運用を求めていきたいと思っております。

皆様方の積極的かつ有意義な意見交換となる事をご期待申し上げます。

一言申し上げますとごあいさついたします。

4 議事

唐沢会長

それでは、会議事項に入ります前に、本日の議事録に署名していただく委員を指名いたします。新井委員さんと関委員さんをお願いいたします。

それから、意見交換に入る前に事務局から前回説明した以外に特に説明がございましたら説明をいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

唐沢会長

はい、小林企画幹

小林企画幹

地球環境課まちづくり法制グループの小林でございます。

それでは今日お配りいたしました資料につきまして、簡単にご説明したいと思います。

お手元にお配りしたのは、この1月27日から2月6日までの間、条例要綱案につきましてパブリックコメントを行い、その結果をご意見と考え方という形でお示したものでございます。

この仮称でございますがパブリックコメントした段階での仮称と言うことで記載してございますけれども、先ほど中村部長からも御説明したとおり、このまちづくりという言葉に関しましてパブリックコメントの中でもいろいろなご意見がありました。また2月13日の当審議会のご意見の状況につきましても、知事に直接お伝えした結果、知事の方からもこのまちづくりという言葉に削ったほうがいいのではないかなということになりまして、まちづくりという言葉に削る形にしております。現段階での条例の名称の案としましては、信州の美しく豊かな風景を育成する条例ということで考えております。

パブリックコメントでございますが、27日から行いました結果26名の方からご意見をいただきました。ご意見の総数でございますけれども1名の方から複数の分野に関

しましてご意見を頂いたものに関しましては分野ごとに1件という整理をさせて頂きました結果90件という整理をさせて頂いております。

内訳でございますが多いのを申し上げますと、要綱案全体に関するものが22件、一つ飛びまして届出制度等に関するものが20件、マスターアーキテクト制度に関するものが20件、こういった状況になっております。

それでは1枚めくっていただきまして、御覧のように左側の方にお寄せいただいたご意見の要旨を、それから右側の方にご意見に対する県の考え方という形で整理させて頂きました。

県の考え方でございますけれども、これにつきましてはパブリックコメントのご意見のみならず、2月13日の当審議会のご意見の状況も、知事に直接お伝えをいたしまして、最終的にこの回答につきましては知事が目を通した結果でまとめさせて頂いております。御覧のように数多くのご意見がでておりますので、特に先日の当審議会で議論いただきました事柄に重点をおきまして御説明したいと思います。

一枚めくっていただきまして、4ページでございます。4ページの一番下の覧でございますが、定義や用語に関するもの、これは先ほど申し上げましたとおりまちづくりという事に関しまして、パブリックコメントでこのようなご意見を頂いております。まちづくりではなく地域景観づくりがよいのでは、というご意見でございます。それで県の考え方でございますが、まず1段落目につきましては、これは要綱案の段階でどういう考え方をしたかということが書いてございます。「まちづくりという言葉は一般にいろいろな形で使われており、それぞれ使い方も異なるため、この条例の中ではこのように使いますということ定義しているもの」、ということでこれはパブリックコメントの段階での要綱案に対する考え方を一回ここで整理いたしまして、さらにその後、「しかし分かりにくい面もありますので、なるべく分かりやすい表現となるよう検討してまいります」という事で、これにつきましては、当審議会の答申の中でも一番適切な言葉として景観育成という言葉が良いのではないかという形で答申を頂いておりますので、まちづくりを景観育成と言う言葉に置き換える方向となっております。ですから地区の名前もまちづくり推進地区と申しておりましたものを、景観育成推進地区、景観育成特定推進地区というような名称に変えていく案で今検討しております。

それから2枚めくっていただきまして8ページでございますが、マスターアーキテクト制度に関しまして数多くのご意見を頂いております。左の覧、1の上から3つ目から関連したご意見もありますので少し読ませていただきます。

「マスターアーキテクトは、知事の任命のため、また概要からは県民からの意見反映が及ばないので民意の導入が難しいのではないか」、「マスターアーキテクトには県全体のまちづくりに関する助言と、ある特定地域のまちづくりに関する助言を行う場合があるとすれば、特定地域のまちづくりに関わるマスターアーキテクトの選定は、そこで生活している人々の意思の表れであると考えた時そこに住む人々のリーダーはそこに住む人々が選ぶべきである」、「景観育成は個々の主体的かわりにおいて醸し出されるもので、道徳のようなものである。ピラミッド型組織では限度があり、活動や施策責任者は一歩引いた世話人的関係が望ましい」、「マスターアーキテクトの任命にあたり、地域の良好な関係を崩すことがないようにすべきである。」こういったようなご意見を頂い

ております。

これに対する考え方でございますけれども、右の方の中ほどでございますが、第2段落目に、「なお、ご意見の趣旨を踏まえ、マスターアーキテクトの任命は、県民の皆様や地域の市町村の意見を伺う手続きを加えることを検討しています。」というふうに考え方を示させていただいております。

これにつきましては当初条例ではなく規則以下でしっかりこういったことを書いていこうというように事務方では考えていたわけでございますが、知事の方にこうしたことを伝える中で、知事からいろいろ疑念があるようであればそれは直接条文に書いてしまうべきではないかというお考えが示されまして、これは条文にしっかり県民の方のご意見を伺うといった事をしっかり書いていこうと思っております。

これにつきましては当審議会の答申の中での付帯意見といたしまして、「マスターアーキテクトの制度化に当たっては地域の特性を活かした景観の保全・創造が図られるよう検討されるとともに、特定の地域又は市町村の景観形成施策への係わりにおいては、地域住民及び市町村長の意見を十分尊重されるよう配慮されたい。」といった付帯意見を頂いておりますので、こういった事もふまえて、しっかり条文上にも書いていくということで検討しております。

1枚めくっていただきまして、10ページでございます。10ページの上から3つ目に書いてございます。これもマスターアーキテクトに関するものでございますけれども、マスターアーキテクト制度について、市町村条例において同等の定めがある場合には適用除外として欲しいというご意見でございます。

県の考え方でございますけれども、特定の地域を対象としたマスターアーキテクトは、まちづくり推進地区を指定した場合に任命することとなりますが、市町村で同等の制度がある場合には、その制度を尊重しながら地区指定の必要性を検討するものと考えます。という事で、市町村で同等の制度がございましたら、そもそもそういった地区指定をしないということも選択肢にあるわけでございます。

更に2段落目でございますけれども、「また、県条例と同等以上の効果が期待できる内容が定められている条例がある市町村については、その市町村の区域を県条例の適用除外とする規定も設けております。」という事で、これは地区指定の段階から更に遡って、県条例の適用自体もその地区ではしないといった扱いも定めております。

それから、1枚めくっていただきまして13ページでございます。今の御質問にも関連しているわけですが、長野市の方からのご意見で長野市の区域は市条例で規制するのかといったご意見でございます。

これに対しまして県の考え方でございますけれども、市町村の条例でまちづくりの推進に関し県の条例と同等以上の効果が期待できる内容が規定されている場合には、第3章から第5章、これは大規模行為の届けでありますとか、推進地区、特定推進地区に関する章でございます。規制に関する規定がされている章でございます。この第3章から第5章を適用除外とすることができることとしていますが、具体的な取り扱いについては現在検討中でございます。という考えを示しております。

具体的な取り扱いでございますけれども、先ほど中村住宅部長からもご説明しましたように、少し弾力的に運用しようということで変更しております。これは当審議会でも

当初の段階では県がある程度仕組みを設けてある程度のエリアで施策を実施しながら、徐々に市町村の方に移行していくべきだという内容の答申をいただいております。こういった考え方を踏まえまして、特に今回国の方では景観法というものを検討しておりますので、景観法が出来ますと景観法の仕組みの中で命令・罰則まで出来るという制度となります。ですから、結果として景観法の中で市町村の委任条例を作りまして、市町村自身で命令、罰則までやっていくという市町村につきましては、協議の上で県の仕組みからは外れていただくといった扱いにしたいと思っております。

逆にこういった厳しい部分については県でやっていただきたいと、住民意思を重視した景観育成の施策については市町村の方で役割分担としてやっていきたい、というところにつきましてはそういった部分を県で担当させていただくと、といった考え方の整理にさせていただきたいと思っております。ですから長野県につきましては、景観法が施行された場合には、景観法の仕組みと、県の仕組み、これは市町村の選択肢としまして、市町村ご自身の判断でどちらか利用しやすい方を利用していただくといった仕組みが出来るのではないかと考えています。

そういったことで、いろいろパブリックコメントも含めまして、県が強権的に条例を運用するのではないかとか、市町村全部囲い込むのではないかとという疑念があるかと思うわけなんです、そういった事も条文上で表せるものに疑念が生じないようにしっかり書いていくと、なおかつ条文上では表せないものにつきましても規則とか、更には運用のところでしっかりとそういった地域の方が中心になって権限委譲していくんだという原則を踏まえまして今後の運用に活かしていくつもりです。

簡単ではございますがご説明は以上です。

唐沢会長

ありがとうございました。

それではこれからご意見を伺いたいのですが、ちょっと5分ほど休憩して、その間みなさん資料を見ておいていただきたいと思います。

(休 憩)

唐沢会長

会議を再開いたします。

それでは、ただいま御説明がありましたし、前回の説明をふまえ、条例の内容案等につきましても、前回ご意見のございました事に対しましてご質問なりご意見がございましたらお願いいたします。

唐沢会長

はいどうぞ。

笠井委員

前回の審議会で議論になりました、景観条例の改定と新しい条例との関係についてはいろいろありましたけれども、今日は申し上げるつもりはなく、もうそれはいいと思います。

むしろ新しい条例に対しての、私の意見と要望を大きな点で3点ばかり申し上げたいと思います。

1つは新しい条例のことで、条例の名前がいま検討中で必ずしもはっきりした事ではないようですけれども、1つはやはりこの新しい条例そのものは、その住民が中核になるべき条例だというふうに、これは景観条例の改定の時からもこの議論があったかと思えますけれども、それをそのまま引き継いでいかなければならない問題だし、それが中核であると思うんです。そこの地域に住む住民が行う。

ところがこの新しい条例を見ますと県知事が旗を振ってまちづくりを進めるという意図が強くでている。本来中核になる住民ではなく、県知事が旗を振る。したがってこの前、私申し上げましたけれども、まちづくりの話は、行政では市町村が行うべき事柄ではないかというふうに今でも思っております。

その意味では、前回配られました資料1 - 2の3ページの所に第2章まちづくり基本計画というのが載っています。ここの第8まちづくり基本計画の最初に、知事は県が目指すまちづくりの在り方を明らかにするとともに、まちづくりの効果的な推進を図るためにまちづくりの基本となる計画を作るとなっており、知事が作るとなっております。もちろん後の方に県民の意見を聞いてという文言は入っておりますし、先ほど事務局の方からも住民の意見を尊重して広く聴取するという説明はありましたけれども、それは当然のことであって、具体的にもうちょっときちんとした形でもって住民の意見なりを集約する方法として、例えば公聴会、会長が町長になっている小布施町のようなまちづくりで成功されている地域で公聴会を開く、もう1つはうまくいっていないような市町村で意見を集約するというような方法が最低限必要ではないかと私は思います。そうでないと住民意見を聞くというふうになっておりまして、ここに資料として色々な意見がありますけれども、もちろん意見の集約は何をすれば十分かということもありますけれども、これではまだ私は不足だ、不十分だと思います。住民の意見を聞く事には。

したがってこの辺のことは基本になる事柄ですので、もう少し住民の意見を聞くことをしたほうがよろしいのではないかと思います。

それともう1点、この今の基本計画は知事が作るということになっておりますけれども、この新条例で基本理念がどこにも明記されていないですね。やはり条例の基本理念というのはきちんとどこかに分かるようにしておく必要があるのではないかと思います。

これが私の第1点の、新しい条例の中核はやはり地域住民が中核となるといった条例にならなければいけないというのが1点です。

2番目には、前回にもお話ができましたけれども、事前の評価の部分がこの新しい条例から落ちております。先送りになっております。

事前の影響評価については景観条例の改定の時もこの部分がないと困るという意見がありましたし、この事前評価の部分というのは新しい条例と一体でない旨く機能しないのではないかと思います。なぜそれだけ切り離されてしまっているのか分からないのですけれども、これは一体化すべきものであると思います。これが第2点です。

これは非常に大事な事柄ではないでしょうか。

それから第3点は今の事務局からの説明にもありましたとおり、条例の名前でまちづくり条例はあまり良くないから別の条例名に変えるというふうに、中身も含めてこの条例そのものが検討されていない状況で、なぜ2月県会に早急に議会へ提案しなければならないのか、非常に理解に苦しむところです。そんなに緊急性がある条例だとは思いません。

むしろ今いったようなことを含めて、もう少し検討して、少なくとも半年そんなに長いことかける必要はないと思いますけれども、もう少し住民の意見なりを総合して、条例化して県会へ提案する。あまりにも早急に今出す状況にはないと思います。

これは私の意見であります。この2月の県会に新しい条例として提出することはふさわしくないのではないかと思います。

唐沢会長

はい。ありがとうございました。

ほかにございましたら。

小坂委員

いまのは、ご回答がなくていいのですか。

唐沢会長

意見ですからね、いったんみんな聞こうかと思っています。

小坂会長

ちょっと質問をその前にしたいのですが。事務局からお話ありました、応募者26名で意見が90件あったということですが、対象はどんなメンバーだったのか、対象としてどんな方をお願いしたのか、その辺の経過などありましたら伺いたい。

それから2つ目は、長野市は指定都市となっており、市の条例ということで持っておりますがこの関連をちょっと詳しく御説明願います。

笠井委員と少し重複しますが、国が景観緑三法をこの国会に2月16日に確か提出されたというふうに承っている事は前回お話ししましたが、そこでも地域、市町村に権限を与え、そして今お話しされているようなご意見ということがだいぶ含まれていると思いますが、これとの関連あるいは融合というのはどういうふうにお考えか。

この3点についてまず質問をお願いしたい。

唐沢会長

それではですね、いまご質問が出ました。

笠井委員のご意見はご意見ですが、若干県の方のお考えもあったら含めて部長さんの方からご答弁頂きたい。

中村住宅部長

まず、ご質問の件ですけれども、パブリックコメントの応募者の内容については後ほ

ど小林の方から、それから中核市の長野市と景観法との関係も小林の方から。

笠井委員の問題の第1点の住民が中核になるべきではないかという事ですが、前回お配りした要綱案の4ページを御覧頂きたいわけですが、第8のまちづくり基本計画の部分でございますが、ここにもございますように基本的には県全体に関するものは県が基本計画を立てます。地域が、もし市町村が推進地区を名乗り出てそれをやってほしいということになれば地域でやります。もっと小さな所は特定推進地区という事で地域がやりますということです。県のものについては県が定めましょうということです。その際も公聴会とはいってないのですが県民から広く意見を求めてなおかつ県の審議会、今度は景観育成審議会ということになると思うのですが、その審議会の意見を聞くということになっておりまして、あらかじめこれを公表して意見を聴くということですから、公聴会という名称を使っておりませんがそれに似たような形でかなり幅広く意見を頂戴して、定めていくものであると考えております。

それと、この条例に基本理念の部分がないのではないかとということなのですが、土地利用の全般的な基本的理念につきましては土地利用基本条例というものを、今議会に提案するわけですがその中で謳おうという事になっております。

また景観育成に関する基本的な理念に関しましては先ほど申し上げました景観育成の基本計画の中で謳っていきこうという事にしております。

それと事前評価のアセスの部分でございますが、実は今アセス条例というのがございまして、主として環境だとか自然保護とかそういう分野でのアセスが中心となっているわけですが、その他の開発許可だとかこの景観に関するものも一緒に全部含めた、アセスメントに関する条例を制定しようということで、今それぞれの条例あるいは法律等の事前のアセスメントに関係する事を調整しているところでございます。

それと4番目の条例がいま何故かということですが、一昨年の9月にこの審議会で景観条例10年を踏まえて、こういう形で改正をお願いしたいということでやってまいりました。確かに名称等については繋がっていない部分がございますが、その他の私どもがどうしても思っていた部分については、新しい条例に書いておりますので御理解頂きたいと思っております。

唐沢会長

はい。

小林企画幹

パブリックコメントの関係でございますが、まず対象ですが、1月27日に県のホームページに掲載いたしまして、同時に県庁の行政情報センター、各地方事務所の行政情報コーナーに資料を置きまして、広く県民の方、一般を対象といたしましてご意見をいただきました。

結果としてどのような方からご意見を頂いたのかということですが、職業等を特に書いてくださいというお願いはしておりませんので、書いていただいた方だけをカウントしますと、建築士の方5名、行政関係の方2名、住民協定地区の方1名、他の方々については記載がありませんでした。合計で26名という事でございます。

それから、長野市の条例と景観法との関係ですが、これは両方関連した関係になるかと思うのですが、先ほどもパブリックコメントのご説明の中で申し上げましたけれども、国の景観法が施行されますと、国の方の仕組みというのが景観行政団体、これは県と中核市以上ということで長野市さんは最初から景観行政団体なのですが、景観行政団体が景観計画を作ってその中で届出制度を運用することになります。

長野市さん以外は県と協議の上で景観行政団体となることができるということになっておりますので、そういった協議をした上でそういった団体になっていただくと。

景観行政団体が景観法に基づく景観を作り、なおかつ景観法に基づく条例、自主条例ではなく委任条例ということになりますけれども、そういったものを作っていた場合にその枠組みの中で命令・罰則ができるという仕組みになっております。

同時に県の条例案ですと県と同等の効力を持つ条例が有る市町村に対しては協議の上で県の条例の適用除外にしていくという事になりますので、長野市以外に関しては、景観法の中での景観行政団体としての協議と同時に策定する予定の条例につきまして併せて協議をいたしまして、県の条例の適用除外といった手続きになると思います。

その辺につきましては先ほどご説明したとおり、運用につきましてそういった仕組みを利用したいという市町村に関しては引き留めるのではなく、そういった仕組みを利用していただく方向である程度緩やかに考えていきたいと思っております。

長野市さんに関しては当初から景観行政団体でございますので、最初から独自の景観法に基づく届出制度、更には命令・罰則制度を利用出来る形になっております。

その辺につきましても出来れば中身があるものにしていただきたいということもございましてご相談することになるかもしれませんが、その際にも無理矢理引き留めるということではなくて県と対等の景観行政団体としてお願いしたいという程度の協議かなと思っております。

市町村の関係と景観法との関係を併せて御説明しました。

唐沢会長

はい。他にございますか。

小坂委員

今の中で、26名の対象者、限られたホームページ等々での26名の意見は非常に大事な位置付けになっておりますね。今もその意見をだいたいが活用されて条例に活かしていくというやり方をされている。

笠井委員の話にもありましたように26名という貴重な方々でしょうが、果たしてこの方々26名の意見が県全体の意見なのかあまりにも物足りない感じがしないわけでもないが、そこで貴重な意見ですけれども、こういう問題について県民に広く意見を求めるというか、あるいは説明するというかこの過程は経なくていいのか。

その辺りの考え方について申し訳ないがお願いします。

小林企画幹

この意見の内容でございますけれども、これにつきましては先週の金曜日20日の日

にホームページに掲載いたしました。

先ほど条例の要綱案の中で広く県民の意見を聞くと、条文上そういう書き方をさせていただきたいのですけれども、その手法につきましては笠井委員からも公聴会という話もございましたし、具体的に規則とかの中で基本計画の策定にあたっては手順を踏んで、県民からの意見を反映させる手法についてはしっかり書いていきたいと思えます。

今考えておりますのは、まちづくり基本計画を策定するに当たって、単に理念的なものではなく、具体的にいろいろな現場の景観上いいものとか、景観を阻害しているものの状況を把握しなければならないし、地域の方々の公聴会というか意見交換会というか、各地域で色々な形で開催しなければならない事を前提といたしまして、収集した資料であるとか、地域ごとのご意見を反映した形で基本計画を作るということを考えておりますので、その方向で規則にしっかり書いていかなければと考えております。

笠井委員

今の事に関連して。

唐沢会長

はい。

笠井委員

今の事に関連いたしまして、条例の中にそのような一般の住民からの意見を集約するという事の説明がありました。なせこの新しい条例を作る前にそういった事をされなかったのでしょうか。この今提出されている条例の前に。

今ここにありますのはインターネットでもって意見を求めた部分でしかないわけですよ。条例の中にはもう少し広く意見を集約するというふうになっている。その条例を作る以前の原案を作るまでにどうしてそういった意見集約をされなかったのでしょうか。

唐沢会長

ご意見ですが、なかなか条例ですから、最初私もお挨拶の中で申し上げたのですが、私どもは諮問をされた事項の内容には答申しているわけで、それを今度県が条例を策定するにおいて色々検討されて県としての条例案を出されたんだと思えます。

この条例案を策定するにおいて県民の意見をというのは私は基本的には無理ではないかと思うのですよね。ですから今担当の方がおっしゃったように、基本方針を策定するにおいて意見を聞くべきだというのは私もそのとおりだと思います。

ですから基本方針を策定するにおいてシンポジウムを開くとか、公聴会ということはちょっと違うと思えますけれども、シンポジウムとか講演会とか意見交換会とかいう事はあらゆるところでなるべくやって欲しいし、またそういう委員会を設けて欲しいとも思えますけれども。

そういう理解でいかないとなかなか条例というのは出来ないだろうし、条例はあくまでも基本的な事項について定めて、その内容については基本方針とか基本計画という中

で定めておく事が大体大方のやり方ではないかと私は思いますが。

条例の原案を策定する時から県民の意見というのは基本的には違うのではないかと
思うのですが。

私の個人的な意見です。

笠井委員

おっしゃることはよく分かるのですが、少なくとも今回出された新しい条例というの
はあくまでも住民が主体になるような事柄をサポートするような条例であるというこ
とは分かるのですが、それならばどういう条例にしたらいいかということの基本的な事
柄は住民が主役になる以上はその意見を集約し条例化していくという手順は踏むべき
ではないか。

基本的に作るのは行政側できちんと作らなければいけないんでしょうけれども。

唐沢会長

先ほどの小坂さんの話と同じ事で、パブリックコメントをやっても20人程度で22
0万人のうち20人程度での話では意見にならないのではないかといいことですが、やは
りこういう景観とかまちづくりという問題は、自分の経験からいって住民が自ら参画す
るといような形にならなければいけないと思います。またそういうふうにならなけれ
ば意味がないと思います。

ですからそのような方法手段を条例とか規則とか要綱とか方針に定めて住民が参加
しやすくするような事にしていけばいいのではないかと思うのですがね。

笠井委員

それはまさに市町村がやることであって。

唐沢会長

そうそう。市町村も県もそうですがね。基本はね。

小坂委員

いま、笠井委員がおっしゃったことを要約しますと、私ども考えていることは知事が
県のリーダーシップをとって、まちづくり条例を作って、長野県としてこういう考え方
でいきますという事をまず示したのが条例の基本だろうと思うんですね。

その理解はある程度できると思うのですが。今いろいろ答弁なさっている中身につい
て、各地域や市町村で十分意見を聞くということは、これを今度市町村へ下ろして、そ
この地域でどのような理念に沿って具体化するのかといった意見を聞いてやるべきで
はないかと思っています。

ですからいろいろな意見を聞いてできるだけの要望や意見を集約した上で条例を作
ればいいのですが、今の手法は知事がリーダーシップをとって、10年の見直しをそこ
に入れて、そして方向をきちんと見いだすという中で示されて来た、ということを理解
していくという事ではないでしょうか。

そうしませんと前へ進むべきではないという気もしますがいかがなものでしょうか。

唐沢会長

はい。

笠井委員

今のことで、私まったく同感なんです。その意味でなぜここに基本理念が謳われていないのかという事が、やはり基本計画をここに謳ってくださいという事を要望したいですね。この新しい条例に。

基本計画はその次ではなくてその前にやはり基本理念がある。

小坂委員

それで会長もう一つですね、先ほど部長さんのお話もありまして、私もこの前、基本的な条例の中で一番元になるのは名前から出て来てますと、ですからまちづくりというのはいかがなものでか、その中に景観とかそれにふさわしい名前に考えていただいたらどうかという御提案も前回最後に申し上げました。

それを今日の御説明ではお考えいただき、名前を少し考えていこうというお話をいただきほっとしましたが、それが最も大事なことで、そこからきちっとまとめていかなければいけないと思ひまして、前回申し上げましたけれども付け加えてさせていただきます。

唐沢会長

ありがとうございました。

それでは、それぞれの委員さん方もご意見があるかと思ひますので、こちらの新井さんの方からご意見をお願いします。

新井委員

今日の説明と以前に出していただいた条例案については、だいぶいろいろな問題が解決してきたと思ひます。

先ほどインターネットで26人ですか、パブリックコメントがあったということですが、その数自体がやはり一般の人たちの景観に対する意識の高さが数字に出るのだろうと思ひます。

ですからある程度きちんと県が方向性を出して、その中で各地域、市町村があらゆるいろいろな行為だとかを残していかなければいけない大事なものかと思ひます。景観育成するというフィルターの中で、今後50年の積み重ねが出来ていくか、といういろいろな意味での行為のフィルターとして景観を育成するという事が意識付けの中で出来ていくかというところが一番大事な部分となっていくと思ひます。

私自身の考えは県の条例がある程度形としてきちっと出た中で、各地域なり自分自身一人一人がどういう活動がその地域で出来るのかが問われていると思ひますので、民意をたくさん聞いてなんとか条例をまとめようとするエネルギーをやはり地域をもって

いくべきではないかと思っています。

ですから大局的に見て今の内容は私は十分じゃないかと思っています。

唐沢会長

はい。ありがとうございました。

それでは出澤委員。

出澤委員

私は前の審議会で申し上げましたように、今回の条例は私たちの答申の、十分内容を盛り込んでいただいたというふうに思っております。

内容的には全般的には大変ありがたいなというように基本的には思っているのですが、マスターアーキテクト制度につきまして、先ほど御説明がありましたので納得した部分がございます、あえてここでまた改めてご意見申し上げるつもりはないのですが、このマスターアーキテクトの役柄といいますか、その辺を規則の中でももう少し具体的に示していただいた方がいいのかなというように思います。

この案の中ではそれぞれの項目で、まちづくり推進地区の規定とかそういう部分で、マスターアーキテクトの助言をもらうんだと、それに従ってやっていくというような大枠が示されておりますが、もう少しマスターアーキテクトの役割それから地域住民の皆さんのマスターアーキテクトの助言をどう受け止めていくのか、その辺をもう少し具体的に示していただいた方がいいのかという感じがしています。

それとマスターアーキテクトという言葉がなにかこうちょっと景観という問題から考えていくに、ちょっと違和感があるかと思しますので、これは言葉の上の名称だけの問題ですから大した問題ではないのかもしれませんが、しかし言葉というのは大事なのでその辺も一考を要するのかなと、こんな感じをしております。

唐沢会長

はい。ありがとうございました。

それでは奥谷委員。

奥谷委員

景観は市町村の枠には留まらない。県は市町村でできない部分を補完していけばいい。

市町村条例の適用除外規定の、11頁の第61の「第3章から第5章までの規定は適用しない」について、3章から5章とあるが、それ以外の部分でも除外してもよいと思われる部分がある。

景観資産の保全について、所有者の行為の制限を課すのであるから、行政としての手当てを条例に盛り込む必要がある。

細かいところでは2頁の6の(7)のその他規則で定める行為は五感でとらえる部分とからむのか。

届出が必要な大規模行為の定義について、景観への影響は定量的な規模の大小では決められない、小さくても影響のあるものがあるがその辺はどうか。

6 頁の第 1 2 の計画の公表は、分かりやすくするために景観シミュレーションも活用したらどうか。

笠井委員

この新しい条例は、さっきも申し上げましたように、まだまだ検討が必ずしも十分ではない、むしろ不十分なままで何故今週から始まる議会に提出しなければならないのか、ここがいまだにまだ分からない。

木下委員

私は、先程からも議論になっていると思うんですが、実際に景観を守ったり育てていくのは地区、市町村のレベルなのかもしれないけれど、もっと小さい単位であるという認識は一緒です。

それじゃ、県の条例なり方針が何をすればいいかっていう、今回この条例を策定している訳ですけども、その地区にとってこれ（条例）が有効に使われることが大事だと思うんです。それで、これはちょっと語弊だったらお許し願いたいですが、これは景観の条例を作ってますけど、この景観の条例が出来れば長野県が美しくなるか？そうではないと思うんです。ただ、条例を作っただけのことなので、その一部を我々担当させてもらってるんですが、この条例が出来れば長野県が美しくなるか？そうではないと僕自身思ってます。

で、この条例の僕の解釈は、これをもって、大規模店舗がその地区に来るとか何とかいったときに、対等にね、その地区の人たちが業者と話せると。業者の方は法律で初めから引っかからないように考えてきますから、それに対して景観というものを持って対等に話が出来、同じ土俵に登れるようにしてやることが大事だと思います。それで、あと、じゃこの景観法の一番の役割は、そういうことを楯にとって、対等に話をすることによってコミュニケーションをとる事だと思います。それで地区を活性化する、その新しく来る人たちと、それは店舗でも何でもそうなんですけど、そういうのと対話ができて、それ以後良好な関係で行けると、その時のいい材料というか、この景観の条例をどういうふうに使って、その地区のコミュニケーションを新しく構築していくと、そういうふうはこの条例を使うのが一番いいんじゃないかと。

マスターアーキテクトに関しても、例えば地区の人たちで話をしても「何を素人がいってるんだ」と、その時にこのマスターアーキテクトに話をしたら「それはあなたたちがいうのは自分はプロとしても賛同する」と、だからそういうお墨付きをね、このマスターアーキテクトが地区の人たちに与えて、それもそういう業者とかと対等に話せるように。そういう関係を、そういう道具として使えるために、この条例は必要だと僕は解釈しております。

それで、今回新しいことも盛り込まれてますけれど、条例に関しては私どもの審議してきたことも盛り込まれておりますし、これで議会に提出されて、このまま進められてもいいように思っております。以上です。

久米委員

先程たくさん説明や意見も聞いた中で今回の条例の内容を見直すという意見も聞かせていただいて、以前ちょっと心配だったことも大分、名前やマスターアーキテクトについても見直されているんだなと思ったんですけども、ちょっとお聞きしたいのが「大規模行為等の手続きの流れ」という以前いただいた資料2-1の中にある、事業者、県、県民等、マスターアーキテクト、市町村 という表があったんですが、こちらの方でこの条文の第11条「大規模行為に関する関係市町村長の意見の聴き取り」という項目と、大規模行為の概要の公表、大規模行為に関わる命令等 というところに書かれている条文の中も、先程後説明があったようにやっぱり中心となるのは地域や住民、それから市町村ということが主体であるのなら、こちらに書いてあります、市町村からは意見書、結局届出の写しが市町村長に渡されて、その意見の提出だけがなされて、事業者に県の方がその市町村の意見を送付しただけで、市町村や県民の意見とか住民等の意見が通るだけ以上に、そのあとの助言指導については、結局大規模行為にこたえる命令等の項目で「知事は原則としてマスターアーキテクトの意見を聴き、意見を踏まえて助言や指導を行う」となっているんですけど、ここにもっと地域住民や市町村の意見が入るように検討していただけるのかどうか、というところをもう一度確認をしたいと思います。それが第1点。

それともう一つは、さっき出澤先生さんがマスターアーキテクトの役割をもう少し明確にして貰って地域住民とのすり合わせに対しての助言がなされたときに意見交換をできるようにしてもらえるのかみたいなお話があったんですが、私もちょっと気になったのが、第51の「県民や土地所有者等からのまちづくりの提案等」というのが項目にあって、知事は50人以上からの共同のまちづくりに関する提案がなされたときにその意見を聴いて、県民又は土地所有者等の意見を考慮して、まちづくりに関する施策への反映その他必要な措置を講ずるよう努めるという項目があるんですが、これが先日いただいた、軽井沢の例の新聞の記事をいただいたんですけども、一部の町民が別荘所有者から「保存を」という2400名分の取り壊し反対の署名があったということで、県の方からは建築課と軽井沢町の職員とで検討した結果、保存は不可能だという結果が出て、で、あくまでも業者に計画案の段階で街並みにあった計画を進めていくように助言をしたいという結果になったという、この記事をいただいたんですけども、例えば町民が2400名署名したら、どうしても保存なんだと、取り壊しはいやだといったときに、地域住民の立場とマスターアーキテクトと、県の姿勢と市町村というところが、どうポジションでこの話をすり合わせていくのかっていうのが、具体的におきたときというのは、この条例がこれから始まってきっと歩きだすことにはなると思うんですけども、その辺のポジションで、今とにかく意見が言えるように住民参加ができるように作ってあると思うんですけど、具体的になったときにマスターアーキテクトの役割とか、そのどれだけ助言に強制力があるかっていうところがもう少し明確になった方が、この条例が活かされるのかなとちょっと思いました。

小坂委員

まず、長野県景観条例という名前が一切変わって、知事は最近どういうふうに使分けしているかという、「信州」という言葉が使われております。今回、信州というこ

とでてきたというのがひとつ。昨日あたりのテレビの中では信州とか、長野県とか、うまく使い分けておられますが、今回は信州の美しく豊かな風景と、この辺私はどちらがいいか悪いか分かりませんが、非常に急にこの変えてきてるなという感じがいたしますが、この辺知事さんのお考えもいろいろおありとは思いますが、なにかまた、考えの中で教えていただけるものがあれば。もちろん、風景とかそういったものには信州の方が馴染むんでしょうけれども、今ままで長野県で、恐らくどこの県へいってもこういう条例は長野県とか、新潟県とか、皆そうになっているんじゃないですか。越後の条例なんて話はあまり聞いたことがないんですが、長野県は特別なんでしょうか、この辺がちょっと感じるところでございます。

それからもうひとつ、笠井先生いろいろ仰っていて私も非常に分かるんですね、非常に同感のところ多いんです。そういういい加減な問題があるにも関わらず、何故これ2月議会に上げなければいけないのか、その理由は何なんだというのが、まだ不明確だというふうに思います。その辺もう一度県のお考えをしっかりと示してください。私もちょっとこれはね、長野県だけの問題じゃない、国の問題にまでできているんですよ、もう少しやはり全体的をみて、国の行き方などをみて、そして取り組みがあっても遅くはないんじゃないかと、いう感じがいたします。

それから私も、小委員会をお願いして、そしていろいろご検討をいただきましたが、その資料をいただいたときに、果たしてこういうような方向でいくのかということとは、やはり私は7月の説明では不十分だと思って、お尋ねいたします。そこで9月ですか、知事さんがこういう発想をされたと、こういう方向をお示しになられたということから、急遽変わってきたように思うんですが、その説明が不十分だということで、笠井さんなり私が前回いくつか指摘したところでございます。ですからもうちょっと、こういうふうになってくる前に審議会の方にやはりお示しいただいて、小委員会の方々もさんざん会議やったりされておられますから比較的理解が深いかもしれませんが、しかし10人の方は小委員会出てないんです。そういう方々とも温度差があったと、私この間も申し上げました。そういうものについての説明がもっともっと足りなかったんじゃないかと、いうふうに申し上げて前回からきたところでございます。この辺についてはまたご指導いただけたところがありましたらお願いしたいと思います。

さてそこで具体的でございますけれど、まず出澤さんがおっしゃったマスターアーキテクトの問題です。これについて私は違った角度からお話したいんです。これはどこに置くんですかと。どこをひとつ、こういうふう考えているんです、ということがまだ具体的にお示しになっておられません。こういう方々がどこの部分にあるんですかと、例えばですね、例えば広い範囲でこういうふう指定した場合には、その先生のご指導は比較的均一感になるんじゃないかと。これから私もは考えていくというのはこれどうなんでしょうか。長野県らしさとか、「らしさ」を造るためにこういったことをやるんじゃないでしょうか。軽井沢らしさ、あるいはその隣の小諸らしさ、そういうものが同じ指導者が、同じ考え方でやったら、そこに果たしてそういうらしさが出るんだろうかという心配がありますので、それは市町村長等々のご意見をよく聴いて、そしてやはりそういう決め方をしなければまずいんじゃないですかと、いうことを申し上げてあります。先程の部長さんのお話の中ではそういったことを入れていただくと、いうよう

なことが、そういう考え方ですよとをお示しになりました。これ、ちょっと安心です。どうかひとつこれは、そういったことを「らしさ」が出るように、多くの地域を一人でやって同じような指導をするんじゃないかと、軽井沢なら軽井沢というしっかりしたものをらせるような、そういう工夫をするのが大事な部分じゃないかと、それが必要なんじゃないかと思います。

それから、大規模行為の関係については先程ご質問ありましたが、私からみますと、長野県は非常に山の面積が多ございます。4つの盆地、平らというふうに言われておりますけれど、非常にその面積は少のうございます。その少ない、他府県に比べたら非常に少ない平野でございます。そこに220万生活しております。そこを中心にする。そこで何が行われているか？経済活動が行われているんですね。住居もそうです。非常に混在しているんです。そんな中で、景観のかけ方というのは果たしてどうなるのか、ということになる訳でございます。その辺についてはいろんな角度、一方的だけ見るんじゃないかとそこに住む人たち、生活している人たち、あるいは商売している人たち、そこで生産している人たち、すべてがそこでやはり生きてるもんだろうと思います。そういう人たちが、お互いに妥協できる線というものを考えていくことが最もふさわしい方法じゃないかと、そういう意味から是非考えていただきたいと、私の方からむしろ要望とか、ご意見とかってことを申し上げておきます。

それから、そういう関係からまいりまして特定推進地区を創る、まちづくり推進地区を創るということは、もうあらゆることを規制していこうと。このほかに住民協定があります、140あります。長野県はダントツですよ。他の方は20から30しかありません、滋賀県が2番目だそうですが、非常に圧倒的な差があります。で、住民協定があってその上にまだこういうものを作っていくんですよ。こういう大きな地域でこれだけのことをやってきている、本当にこれが守る方、我々業者、これは設計屋、施工屋も同様ですよ、この辺も真剣に考えてください。そして守る側からみて本当にそれでいいのかどうか、いうことを考えていただきたい。私ども業界の方でも極めてこの点について非常に心配しております。それが第3点目。

それから景観資産の問題、これも初めてです、これ全国で初めてだと思います。この理念、哲学、もうちょっとしっかりしてもらわなきゃいけない、初めてらしいものを造ってもらいたい。で、このなかの人たちがどういうふうに制約を受けるのか、どういう守り方をするんでしょう、こういうことももう少し具体的にしていきたい。

最後に罰則です、この間も質問しました。これは今回初めて景観緑3法の中で出てまいりました。それは違反が多くて、非常に多くてなかなか大変だということから今度は出てまいりました。業界の中でもそういう業者がいるんでございましょうけれども、これは長野県が恐らく初めて、全国に先駆けているんじゃないですか、他にあればまた教えてください。で、そういう罰則まで作ってこれやるということになると並大抵のことじゃありません、大変なことだと思いますが、この辺のやはりことまで含めてしっかりとひとつ、守れる中身というものを、こういう問題を作れば作るほど、中身というものについて公平か公正かあらゆる角度から検討していただきたい、このように思う訳でございます。

いろいろなことを、まだ実は言いたいことまだ一杯ありますが取り敢えず時間もあり

ませんので、ご意見やお願いとか、あるいはご質問はこの辺で。

唐沢会長

ありがとうございました。次、関委員さん。

関委員

前回ちょっとやむなく欠席いたしましたので、申し上げることが的確かどうかわかりませんが、多分今日皆様のご意見を聞いた限りのなかで。

実は先週ちょっと個別に説明をしてくださる機会があったので少しは分かっているつもりなのですが、日本の景観というものを考えたときにですね、戦後いろんなものを作らなきゃいけないという中で、確かに建築士が量産されてまず建築がたくさん作られてきた、いう中でまあ、民主主義の時代なんだから法律の範囲内で自分の好きなように建てればいいと、いうふうに理解してものは造られてきました。でも民主主義というものを結果的に少し履き違えていた部分があるんだろうなあと、いうふうに思っていて、民主主義ではなくて結局自分勝手と、わがままというものがまかり通るんだと、いうふうに置き換えてきてしまったと、いうところですね、そもそもこの日本の景観が非常にまずいといわれる状況を作ってしまったというふうに考えているんですね。

それは、もっと前のことをいえばもっと良い景観があったのかもしれないけれども、それを崩してしまった、したがってそれを元に戻さなきゃいけないというときに、景観をある程度統制しよう、という考え方が当然ある訳で、それがマスターアーキテクトという言葉に象徴されてきているかなと、いうふうに思います。で、その場合にですね、マスターアーキテクトという、人の問題になりますけれど、どれだけの権限を持つのかっていうあたりが非常に重要な部分になると、いうふうに私は思っています。かたやわがままで全く無政府状態、無秩序状態になる、それを今度統制することによって引き戻そうと、いうときにその極端から極端という感じがやっぱりするんですね。

で、ここでいってるマスターアーキテクトというのがもう少し私は緩やかなコントロールということを目指していると、いうふうにさせていただけるのであればとても良い制度だというふうに思います。私は自分の言葉ではルーズな全体性という表現を使って表現しているんですけども、何がなんでも例えば同じものがずらっと100%並べばそれで良い景観かということではありませんし、全部違っているからすべてまずいんだということではないので、今いろんな街が人気を呼んで人を集めているというのは、ルーズな中にあっても統一感があるなど、いうことでみんな喜んで集まっている訳なんです。で、むしろそういうところがかたちとしてできてくるならいいなあと、いうふうに希望を持っています。で、昔はですね、住民とかものを造る職人さんとかそういうものがある程度ひとつの枠の中にあっただけで同じようなものができてきた訳ですけど、新しい技術というものが持ち込まれて、そういうものが崩れてきてしまったと。で、それを今度どういうようにしようかといったときに、建築家、アーキテクトの感性ですか、感性に委ねざるを得ないというところが非常にまあ、いいといえばいいですし、悪い意味では寂しいなあと、いうふうに感じます。

建築家の感性、つまりデザインをする人の感性というものは、そうでない人たちより

も優れているという見方は確かにあると思うんですけども、マスターアーキテクトっていうお願いをしたときに、そういう感性とともにその人のパーソナリティとか、また別の部分、要するに人間全体としての感性ってのが出てきちゃうんで、そこらが住民ないし、住民というよりもう少し地域性かもしれないけれども、地域性とうまく繋がっていくのだろうか、というところですね。その辺がまあ、やってみないと分からないよと言われてもその通りなんですけど、こういう器、ないしはシステムだけを造っていくという議論の中ではやはりギャップを少し感じざるを得ないという気がしてます。

ええ、マスターアーキテクトというのもですね、実は2種類あるんだと、いう理解をしまして、大分以前になりますけれども多摩ニュータウンを造るときに内井昭蔵さんがマスターアーキテクトをやられたようなやり方、ないしは千葉の幕張とか今井ニュータウンとか、そういったところでマスターアーキテクト制度を採用してきた経緯があります。で、そういう中ではデザインのコードを造ってそのルールの中でやってくださいと、いう個々のアーキテクトに一言いいながらやっていくと、いうやり方をしている訳なんですけど、ま、確かに自分も今井ニュータウンを経験したときにはマスターアーキテクトがこんなに強権的なものかというのは痛感をいたしました。ルールを造ってこのルールに従わない人は降りてくださいと、というような言い方をされた時もあったと思いますので、それは制度の問題かそれともアーキテクトの問題がよく分かりませんが、なかなかしかし運用は非常に難しいものだという気が正直していました。で、たまたま土曜日に東京の建築家の人とあって、新聞に団さんが出てたねって話からいろいろな話をしたんですが、やはりマスターアーキテクトという言い方はまずいよねと、それはこれに関してですけど、やっぱりその住民より上にいるとかですね、他のアーキテクトより上にいてものを言っていくと、いうヒエラルキーをひとつ造ってしまうと、いうところがやっぱり今の時代に必ずしもマッチしているということはないんじゃないかと、いう考え方でした。で、やっぱり東京の人たちも今本当にそういうふう考えているのかと思ったんですけども、やっぱり住民の中に入っていないと、やっぱり同じ目線で議論が出来ない、そういうことを非常に強く言っていて、住民に身近な感覚で受け入れてもらえるような、そういうものにしていかないとやっぱりうまくいかないよと、というのが感想としてありました。

で、各地域にマスターアーキテクトを配置して、なおかつその上に長野県全体を見るグランドマスターアーキテクトを配置するんだというお話でしたけど、私は個人的にはグランドマスターアーキテクトは必要ないと、いうふうに思ってます。個々の地域で、指導、アドバイスされる方がおられれば、その連絡会議みたいなものさえあれば、その上で何をコントロールするんだと、いう感じがいたしますので、とにかくこの景観を推進するときに、そういうヒエラルキーを造ってしまうということが、結局国の法律のリニューアルをただ造ってるだけなのかなあと、いう気がいたしまして、そこら辺を是非見直しをしていただきたいと、いうふうに思っているところです。

自分自身も善光寺の周辺でもう十数年に渡ってその街づくりのお手伝いみたいなこと、まねごとをしてきています。それはボランティアでやってることです。ま、私も大門町で生まれ育った訳ではありませんので、最初は外の者が入ってきたという感覚だったんだと思うんですけど、そういう時間をかけたお付き合いの中で、例えばなかみせで

建替えをするとかですね、そういったいろんなケースの場合に、なんでも関に相談して来い、こういうように言ってもらえるような仕組みが事実ある訳なんですけれども、私は別にマスターアーキテクトで指導するっていう気持ちは全くないんですね、彼らとやっぱり一緒に考えよう、その中ではやっぱり自分の意見をいったうえでなくて、住民の意見も入れていこうと、いうふうに思いながら行動をしています。ですからそういうことは出来ないことではないと、私は思ってるんですね。要するにデザインの感性だけではなくて、住民の心をどれだけ理解できるか、彼らがどういうことを望んでいるのかということ把握できるのか、そういったところが非常に重要なポイントではないか、いうふうに思っています。

で、同じあの、景観のこういう、条例がですね、実は個人的には早く出来たらいいなあと、いうふうに思っているものであります。で、それは例えば善光寺周辺でもどこでもいいんですけど、やはり何の規制もないところへこういうことをやりたいと、いうふうに言って来られたときに、自分の方に武器にするものが何もないという辛さをいつも感じています。ですからその時に、こういう条例があるんで、まあ法的にとは言わなくて条例としてある程度規制するものがあってこの枠の中で是非考えてほしいと、そういうふうに言えるもの、そういう武器があったらいいなあと、いうふうに思っています。で、大門周辺でも景観形成重点地域をかけたいというようなことで、長年努力はしていますがなかなか住民の意思をひとつにまとめるというのは難しいことです。時間がかかっています。で、その中でも抵触行為は起きてくるんですね。そうすると、その時もう手遅れだと、いう辛さをですね、本当にひしひしと感じながらやっているんです。ですからそういう意味で緊急か緊急じゃないかという議論はまた別かもしれませんが、こういうものがあるといいなあというふうに思っています。

もうひとつ、その景観を造っていくときの考え方ですけど、造る側っていうのはですね、確かに住民々々、地域々々という言い方がひとつありますが、もう一方で地域と無縁の人たちっていうのがやっぱりある訳です。いわゆるデベロッパーですとかですね、そういうかたちでいろんな建物を開発していく、そういう人たちはやはり住民と同じレベルでもの考えられないはずですし、地域性をどこまで理解してるの、という部分があると思います。要するに景観を造るという見方をすると2種類あると思うんですね。で、住民は多分、自分の地域がどういう地域になっていくかということを理解しているから、極端に言えばそんなメチャクチャなことはしないと思います。そういう経済効果だとか、そういうことだけで考えている人たちが一方にいるので、そういうものに対して、こういうものが出来れば効力は発揮していくのかなと、いうふうには思います。そこにそのマスターアーキテクトさんを、まあ県内のその地域の事情を周知している人があるということであればとてもいいことだと思いますが、もし県外の方ですとかそういう方に、よくある建築雑誌に出てくるような人たちは、はっきりいって私は彼らは景観を壊してきた人たちだというふうに思っていますけれども、そういう人たちに相談するということであれば少なくとも事前に彼らに長野県についてよく勉強をしていただきたい、長野県をよく知っていただきたい、そうでなければマスターアーキテクトさんの資格はないものだと、いうふうに私は認識しております。

唐沢会長

よろしいですか。

ありがとうございました。

それぞれの委員さんから諸々につきましてご意見をいただいたわけでございます。

大変ありがとうございます。

条例づくりも最後に入ってきているわけですが、県としても十分ご参考にしていただきながら、いっそう検討を加えて頂きたいと思えます。

ただ今それぞれの方から疑問や質問的な事も出てきておりますので、総合的に部長の方からなにかお答えを含めてお話を頂きたいと思えます。

中村部長

いくつか大きな分野について申し上げて、あと届出の方向とかそのような事について小林企画幹の方からお答え申し上げたいと思えます。

まず何人かの委員さんのところで違った感覚はあるのですけれども、どうして今か、というような話が出ている関係ですけれども、これは最後に関委員がおっしゃいましたように私ども武器がないというのはちょっと極端な言い方でいけないのですが、当初ご挨拶の中で申し上げました様に、10年以上景観条例の運営していく中で、命令だとか罰則だとかというのは必ずしも必要であるかはともかくとして、先ほど木下委員さんもおっしゃったように、対等に話し合う場所がなかった。

それがゆえに地域でさまざまな芽が出て来ても無力感にぶちあたりまして、地域の芽がなかなか育たなかったという経過があるというように思うのです。

そういう意味で今なぜか、という事に明確に答えられるものは持ってないのですけれども、10年やって来て最もそれを早く欲しかったという事と、仕組みという事なものですから、より良いもの、より良いもの、というように言われると、これは絶対に大丈夫だという事が無いわけですが、ただその中で私どもは、県としてこれはやりましょう、市町村がもっといい事やるなら出来ますよ、地域がやるならもっと出来ますよ、という仕組みを作ったわけでありまして、これを是非仕組みとして条例化して、それを多いに地域で活用していただきたいなというように思っているわけでありまして。

出来てしまったので、にっちもさっちもいかないという事ではなくて、今申し上げましたように、県のやり方が嫌なら市町村で違ったやり方でやればいいし、そのやり方がまた嫌であったら地域が違うやり方をやればいいというような仕組みになっているわけですし、後戻りも出来ない、救いようもないシステムではないというように思えますので、是非御理解をいただきたいなと思えます。

それと市町村の在り方について、先ほど久米さんの方からも、もう少し市町村の事を書いたらどうかというようなご意見があったのですけれども、これはもう会長さんが一番ご承知のように、現在地方分権一括法という形で県が市町村の事務だとかやり方について規定してはいけない事になりましたので、本当は市町村がこういう様にやる、ああいうようにやるという事を書きたかったのですけれども、それを書いてはいけないという部分というか、そんな事を気持ちとして思っただけではないと。

後は市町村が自主的にやるべきだという事なものですから、それが端的にこの手続き

の中うまく組み込めなかったという事もあります。その辺は是非ご理解いただきたいと思えます。

もう一つ3つ目のマスターアーキテクトの役割の部分なのですが、これも実は答申をいただいた最後のところで付帯議決という事が出てきているものですが、確かに地域のことを考える時に、先ほど関委員さんもおっしゃられましたように地域は地域の事だということなのですけれども、その時どうしても相談したり、意見を聞いたりする者が必要だということで、アドバイザーを前から検討して参りました。

ただそれがマスターアーキテクトというような形になったわけですが、私ども今考えているのは、当初のあいさつでも申し上げましたように、決して一人の人間がこうだということではなくて、複数もあるだろうし、地域ごとにもあるだろうし、場合によっては交代してもらいたい事もあるだろうというように思っています。

また緩やかなコントロールという事はまさにその通りだろうというように思いますし、県がなぜかということなのですが、県にマスターアーキテクトを置いて、それが常に地域や市町村の所へ出向いていくという事ではなくて、基本的には県の基本計画に沿った県全体の在り方にみたいなものについてご相談申し上げるとするのがマスターアーキテクトだろうなと思えます。

ただそれと奥谷委員の中で出て来ました様に、市町村を跨いだ広域的な問題が出てくる場合があります、それにはやはり県が設置したマスターアーキテクトというような者が、何らかの形でそこでご意見を申し上げるような場合が出て来ていいのではないかなと思えます。

そういう意味ではマスターアーキテクトをどこに置くのですか、というような事が小坂委員さんからもありました。どこの置くという事ではなくて任命しておくだけなのですけれども、あの地域はあの人、この地域はこの人というような事で市町村の希望だとか、地域の希望によって設置するという様に申し上げましたが、それだけではなくてもっといろいろな形でマスターアーキテクトというのは出て来るのではないかなというように思えます。

当然そういう事ですので、県域のものだけでなく地域もあり市町村もあり、あるいは複数の市町村に渡ったものというように考えていただきたいなと思えます。

それと先ほど具体的な話で久米委員さんの方から軽井沢の2400人の反対のある近藤長屋の話がでてきたのですけれども、この辺が逆に言うと強権的とかヒエラルキーとかそのようにとられる場所もあるのですけれども、やはり地域に住んでいる人たちにとっての2400人なのか、それともそこに夏だとか冬だとか短期的に来る人達の2400人という署名もありまして、それを行政とすればどちらを向いてやっていくか、それは当然地域の人を向いてやるのですけれども、その時になかなかいま現時点での行政としては声を出せない部分もあるわけです。

そういう時にやはりマスターアーキテクトなる者がいて、やはりそれはそうであるけれどもこの施設についてはこうでないかというような事を客観的に言っていただける人がいた場合に、そういう形でその場を調整していただけることあるのかなと思えます。

したがってマスターアーキテクトという事に関しては、私どもその中に何を盛り込む

かという事について明確なものを持っているわけではないのですが、今後この制度を利用して地域の人達がそれぞれ地域づくりについて、さまざまな利用の仕方をしていけばいいのではないかなと思います。

小林企画幹

それでは私の方から奥谷先生からご質問のありました件に関しまして、ご説明したいと思います。

まず61のところでは3章から5章を除外すると書いてありますが、それ以外の部分はどうかのお話でございますが、要綱案の目次でご覧いただけますように、第3章が大規模行為の届出、第4章が推進地区と、それから第5章が景観資産ということでございます。これは結果的にいろいろな届出とか、指定に絡む部分でございます。例えば1章は総則、2章は基本計画、6章以下が支援とか指針とかそういうものでございますので、これは特に除外ということにしないでいろいろな手続きの中で問題が起きることはないということで、この3章から5章というふうに規定させていただいております。

それから、景観資産のところでは、いろいろ規制をかけるばかりではなく手当てが必要ではないのかとのご意見でございますけれども、要綱案でご覧いただけますと19頁でございますが、18頁から19頁にかけて第48ということで、まちづくりに関する事業を行う個人又は団体等に対する補助という規定を設けさせていただいております。で、この中の19頁にいきまして、2項でございますが、ここでそういった補助的なことをですね、予算の範囲内で保全等に要する経費をやっていきたいと、これは予算が絡むことですのでどこまで出来るかということはこのからの話なんです、一応そういったことの根拠となる規定をここに落とさせていただきました。

それから2条6項のところでは、具体的に規制のかかるものに関しまして各号で列挙しております。これが7号のところでは光であるとか風の部分を拾っていくのかというご質問かと思っておりますけれども、これはですね、具体的に、もちろん五感で感じる景観ということで景観というものをより広く深いものとして捉えたいなということでございますが、規制の基準に関しましてはなかなかそういったものを直接書き込むのは難しいのではないかなということをお考えしております。ただ、7号に関しましてはそういったものを対象に拾い上げるということではございませんので、何か1号から6号の中で漏れてしまうようなもので景観上大きな影響があるものがあれば、これを根拠にしてここで拾っていききたい、という規定でございます。それで規定とか風とかも含めて一体的にひとつの中で景観育成の基準というものを書いていきたいと思うんですが、そういったことがどこまで書けるかというのは、実際には視覚の部分が中心になるかもしれないんですが、なるべく踏まえていきなというふうに考えております。

それから、大規模行為、それが規模のみで拾っては結局大きいものが落ちてしまうのではないかという意見かと思っております。ただ、ここで4頁のところ、第10の各号で具体的な規模というものを示してございますけれども、これは当然同じ規模のものであってもさらにこれを下回るものであっても、景観への影響の捉えというのは違うかと思っております。これ以下のものであっても影響の大きいものがあるということだと思っております。ただ、

全県一律の規模としましては、やはりこれは逆に届出をする方の立場に立ってみますと、どの規模以上のものを届出をしなければいけないということが事前にはっきりしておりませんと、これは制度として届出基準さえはっきりしていないというものは運用できないということになりますので、全県一律の規模としましてはこの規模で考えております。ただ、仰るとおりいろいろ、小さくても景観に影響の大きいものというのは、逆に言いますと恐らくその地域の、周辺の景観の状況とか、また町の方々の意向としてそういったものを拾い上げたいと、いうことであれば、それがその推進地区、さらには住民の方の発議で特定推進地区ということを作っていただいで、それより小さい規模のものについても拾っていく、というようなかたちで運用が出来ると思います。

唐沢会長

それでは皆さんからご意見いただきまして、これに対して県の見解もいま申し上げていただいた訳ですが、全般的にその他何か。

新井委員

さっきの一人一言が全般的な意見だったのでちょっと個人の意見を控えていたんですが、全般的にはまちづくりの武器として景観条例というのは必要な時期じゃないかと。まちづくりの話もある中で、その中で景観条例自体の制定を住民合意で作るのか、むしろ住民合意は地域の景観のあり方について考えることがいいんじゃないかっていう僕はポジションに立っているんですけども、ですからこれをひとつのバイブルっていう言い方じゃないんだけど、ひとつの自分たちの武器として地域のことは自分たちで考えなきゃいかんと、そういうスタンスにいます。

それともう一つはマスターアーキテクトの制度なんですけれども、最初の県の説明で地域の合意がないとマスターアーキテクトを受け入れることはできないと理解したんですけど、それでいいのかどうかということと、飯田市、っていうか私たちの事例でみると、マスターアーキテクトがいつの間にかいつもメインアーキテクトになってしまうんですよ。ですから、一切の利益だとか営業行為はもう一切なし、で、県できちんとマスターアーキテクトの手当てはちゃんとつける、という大前提がないとちょっと厳しいのかなあと、具体的な話としてね。それを、細則でも何でもいいんで、マスターアーキテクトの位置づけというのはもう少しはっきりしないと、なかなかいろんな意見がでちゃうのかなと思っております。

唐沢会長

はい、ありがとうございました。他に、はいどうぞ。

出澤委員

私パブリックコメントで出させてもらったので、今日はあまり申し上げなかったのですが、景観とかまちづくりとか、今回の条例はその辺を非常に踏まえていただいたからありがたいと思っています。景観とまちづくりということは、自分達の財産、あるいは資産であると基本的に思っているんですよ。そういう意味ではマスターアーキテクト

の関連になるんですが、地域の人たちが自分達の資産をどうしていこうか、財産をどう築き上げていこうかといういわゆる価値観と、マスターアーキテクトという方の価値観、これが一致すれば問題ないのですが、一致しなければそうなるのかな、という、問題が出てくるように思います。基本的には、マスターアーキテクト、名前はもう少し私、パブリックコメントにも書いたんですが、余り好きじゃないんですけど、この方を選ぶのはやはりそこに住んでいる方が基本的には選ぶべきものと思うんですが、その人たちに助言をいただく、相談するというその前の段階が一番大事だと私思います。そういう意味では、まちづくり、景観に対する地域の住民の皆さんがどういう知識を持っているか、という事が一番大事なんで、それがないままにただ単純にお願い、という形ではまずいんで、そういう意味では、冒頭部長説明いただいてありがたいなと思ったんですが、育成という言葉が出てきたんで、育成という言葉は、地域の人たちにとってどういう受け止め方をするか、ちょっとあれなんですけど、私はやっぱりこういうものを地域の皆さんが、街というものをどう考えるかということ、まず知る機会をたくさん作ることがこの条例を生かしていくことだと思うんで、そういう意味でこの条例の中にもう少し具体的に県民の皆さんに、県はどういうサービスをするんですよ、あるいは景観に対してどういうサービスをするのか、ということ、理念なのか分かりませんが、明確にすることによって、このまちづくり条例が受け入れられやすいのかなとそんな風に思います。

パブリックコメントで大分ご回答いただいていますので、私はこの条例については賛成です。

唐沢会長

他にございますか。はい。

笠井委員

全般的なことで、私いくつか申し上げたんですが、新しい条例そのものは、私はこれ、必要な条例ですし、是非条例化してほしいと基本的には思っていますが、但し、今日もこれだけ意見が出るに当たって、まだ肝心の事柄が十分に煮詰まっていないんじゃないかという印象を受けますんで、やはり基本的なことはきちんと検討なりして、条例化すべきということをお願いしたいと思います。

従って、中身をきちんと固めて、それから条例化するということが大事じゃないか、と思いますんで、なぜこの2月の県会に早急に出さなきゃいけないんですかということをお願いしています。中身が大事であるから、大事な条例であるからこそ、中身の骨子はきちんと検討して、そして条例化してほしい。要望でございます。

唐沢会長

はいありがとうございました。それでは時間も大体予定の時間が終わりました今日懇談会、あるいは意見を聴く、意見を言う会ということで催したわけですが、条例の内容についても前回説明、そして今回基本的な意見の中で大分方針といいますか内容について、マスターアーキテクトの問題、あるいは罰則の問題、その他一番肝心の理念と名前の関係についても、条例の中において変化をしていくという形が見受けられてきたわけ

です。

これを、今日皆さん方から意見をいただきまして、私も聞いていまして非常にその通りでございまして、一番大事なことは住民合意をどうやって付けていくかということ、それが一つは公聴であり住民との話し合いであり、市町村との合意なんですけれども、それにはどうしても住民参加をどのように持っていかと、いうことをしないと、やはりいづれの方法をとっても一部の人の意見で物事が進みやすいと、いうふうに思うんですよね。ですから、これからおそらくこの県の条例ができれば市町村条例、市町村の規則、市町村の方針、非常に出来てくるんだと思うんですよね。ですから、そういう時に県も積極的に参加意欲を持ってですね、ともに一緒に参加をいただいて地域の景観やまちづくりに指導、というのは最近はやらないものですから、対等の立場でひとつ意見の交換ができるような場を設けていただくように、また広報いただきたいと思います。

今日、諸々のことを全部私申し上げませんが、いくつかの意見が出ました。この条例をまた武器にしてですね、景観づくり、あるいは、まちづくりに役立つというふうにも聞いております。また、この条例を作ることによって、県が住民や市町村と対等に話のできるような条例にしていくべきだというご意見も出ましたので、これを十分踏まえた中で、できるだけ2月県会も一カ月もあるわけでございますので、その中でも議論いただきたいし、県側としても理念に基づきご提言を頂きたいと思うわけでございます。

以上で今日は終わりたいと思いますけれども、特別何かご発言ありましたら。はい。

木下委員

いままでは、条例のことを検討する場であったので意見を差し控えたのですが、景観そのものなんですが、小林さん、長野で梅は咲きましたか。

小林企画幹

今現在ですか。すみません最近あまり外は歩いていないので。

木下委員

そうですね。小布施はいかがですか。

唐沢会長

2, 3日中に咲きそうだ。

木下委員

そうですね。蕾さえ見えているんですよね。飯田は咲きました。そういう見る心が僕一番大事だと思うんですよね。で、景観は今街のこととか、住民が住んでいる所を考えていますけれども、広大な山があり、植林された山があります。それを見ているとほとんどが間伐されていないんですね。間伐されたきれいな所を、自分は写真屋なんですけど、写真を撮ろうと思ったら本当にないんです。そういう中に入っていると、やっぱり木漏れ日が入ってくるような山はやっぱり美しいんです。だから、今は街場の話ですよね。

今やっているのは、ただで広大な長野県には山があるわけです。その整備が全然できていない。たとえば、安曇野の田圃とアルプスの関係がいいと、これ皆が認めるところと思うんです。そこで働いて田圃を作る人がいなければ始まらない。そうすると、今度は農業や林業の話になるんですね。景観とは離れてしまうような気がしますけど、それらの産業が活性化して、その人たちがその事業で食っていけるようなことになれば、景観は自然と良くなると思うんです。そういうことが僕育成じゃないかと思うんです。ここで育成という言葉を使っていますけれども、今は保全するのがやっとで、保全するために規制するといっているわけだから、マイナスなことばかりやっていると思うんです。ね県も。本当に育成というのはそういうことではないかと。

私いつも小坂委員のお話聞くたびに思うんですけれども、私なんかここに個人の立場で参加させてもらってますけれども、やっぱり業界を代表されてこられているというのをひしひし感じます。例えば看板などと言ったってそこへ立てて営業やろうと思うことは、そこで儲け仕事をやるだけでなく、その地区に役に立つことですよね。経済的に、あと便利になるとか。そういうことのインフォメーションに看板を出すというのは当然のことだと思うんです。そういうことをある程度規制していくというのは分りますけど、そこが本来の仕事ではないと思います。

なので、本当に長野県を美しくしていくためにはここの部署だけではだめなので、住宅部から移行したというのはそういう意味だと私は理解しております。地球環境課は、長野県が地球全体に対して何ができるかという認識だと思うんです。この条例一つを作ることが仕事ではないわけで、もっとでかい仕事をやってください。長野県が地球に対して何ができるかと。そういうことをやっていく課だと私は認識していますので。期待しております。

唐沢会長

はい。ありがとうございました。

木下委員

それと、記者の皆さん。この間新聞に各社採り上げていただいて、私見せてもらって、中には、非常に分りやすくまとめてあると、書いてくれてあると経過がね。でそれを一般の人にどう思ってたか言ったら、何の事だか分らんって言うんですよ。私はこの経過ある程度認識していますから、ああうまくまとめてあると思ったら、一般の人に見せたら何のことか分らんと。県で何かやってる程度の話になっちゃってるわけです。それではこの景観に興味をもってもらえるきっかけにもなりませんので、是非県民に分りやすく書いていただけることをお願いしたいと思います。以上です。

唐沢会長

はい。それではちょうど時間となりましたので、以上で終わりたいと思いますけれども、今回昨年6月に答申をして以来、県側でいろいろ策定にご努力いただいているわけですが、また先日審議会で報告したなか、皆さんの意見を交換しようということになって、今日そのための意見交換ができたということでございます。それぞれの皆

さんに大変貴重なご意見を頂きまして、これを県側におきまして、参考にして今後条例づくり、また、規則や方針等にも配慮していただくことをお願いして終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、どうもありがとうございました。

1 1時59分終了

議事録署名人

_____ 印

_____ 印